

令和4年度事業方針大綱

改正土地家屋調査士法の施行から3年目を迎える令和4年においては、改正民法・不動産登記法のうち、相続登記の申請義務化施行まで2年、氏名又は名称及び住所の変更登記の義務化施行予定まで4年と迫っております。さらに、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律においては、施行日まで1年を切っております。これら国民生活に密接に関係する制度の変革を私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記そして土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民に正確に伝える責務を担うこととなります。

社会的環境の変化や、終わることのない技術革新の渦中においても隣接法律専門職たる資格者としての地位を揺るぎないものとするために、山形県土地家屋調査士会は、令和4年度事業方針大綱を次のとおり定めます。

1. 会運営基盤・事務の効率化の促進

会の健全運営を図るとともに、事務の更なる効率化と迅速な情報伝達を図る

2. 制度広報の推進

効率的な制度広報・啓蒙活動を推進する

3. 研修体制の強化・充実

時代の流れに合わせて、専門性を活かし国民の負託に応えられるよう資質の向上を図るとともに、会員の適正業務を保つための研修の充実・強化を図る

4. 各種関係団体との連携

県内市町村と災害協定を締結し、市町村の職員では対応しきれない相談等の支援をする。また、政治連盟や関連団体との連携を諮り、情報を収集・分析を行い土地家屋調査士制度の維持発展に努める

令和4年度事業計画

総務部

1. 会員への指導及び効率的な情報伝達
2. 業務執行体制の検討と事務局機能の充実
3. 土地家屋調査士制度の啓蒙活動
4. 友好団体との連携強化

財務部

1. 予算の適正編成・効率執行
2. 各種保険制度の啓蒙
3. 会の健全財政・資産の管理を図るための検討

業務部・研修部

1. 研修会及び講演会等の開催に関する事項
倫理の向上、業務法令等に関する講演会の開催
オンライン並びに会場との併用で行う研修会の検討
2. 業務関係法令、業務に関する調査統計等に関する事項
表示登記実務研究会（研究会）への課題提案
3. 業務の改善、企画・立案に関する事項
境界鑑定委員会及び「境界ADRセンターやまがた」への支援
4. 年次研修会の開催に関する事項
年次研修会の運営・実施

広報部・社会事業部

1. 出前事業を実施
2. 暑中・年始名刺広告活動の実施
3. ホームページの維持管理
4. 空き家対策新聞広告活動の実施
5. 会報の発行 会報「やまがた」の発行 年2回